

事務連絡
令和3年12月20日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の創設について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）において、令和3年度補正予算において新たに示された検査促進枠の要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用に向けて準備を進めて頂きますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく願います。

記

1. 検査促進枠の創設について

令和3年11月12日に政府対策本部において決定された、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」において、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げするため、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であるとして、都道府県による検査無料化の取組に対し支援を行うことが定められたところです。

これを踏まえ、政府として、令和3年度補正予算で計上した地方創生臨時交付金6.8兆円のうち0.3兆円を活用して、新たに「検査促進枠」を創設し、都道府県が、所定の検査無料化の取組を実施する場合に臨時交付金により支援することとしました（別紙1）。これに伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）改正案を添付するので、準備にあたって参照ください（別紙2）。

各都道府県におかれましては、関連業界（薬局、民間検査機関等）所管部局を含めた関係部局間で十分連携の上、関連業界（薬局、民間検査機関等）等とも調整し、引き続き、臨時交付金の趣旨を十分に踏まえ、有効に活用し、事業の実施に取り組むようお願いいたします。

2. 検査促進枠の対象事業について

(1) ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

各都道府県においては、次に掲げる無症状の者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組のために必要な検査を無料とする事業を令和4年3月末まで実施することとします。

- ・基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者
- ・12歳未満の子供

当該事業については、年内の事業開始に向けて、各都道府県において必要な体制整備等を進めて頂くようお願いいたします。なお、検査実施拠点については、当初設置する拠点から順次拡大して頂くようお願いいたします。

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染拡大の傾向が見られる場合に、都道府県知事の判断により、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の住民（当該都道府県の住民たる者）に対し、特措法第24条第9項等に基づき検査受検を要請し、要請に応じた住民が受検する検査を無料とする事業を実施することとします。原則として、本事業は令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会の「新たなレベル分類の考え方」にあるレベル2相当以上の感染状況において適用することを想定しています。

3. 検査促進枠の交付対象経費について

(1) 検査等費用支援部分について

各都道府県は、実施要領（別紙3）に従って検査に関する事業を実施する登録事業者（以下「実施事業者」という。）に対して、実施事業者が所定の検査受検者に対して実施する検査等費用を、検査実績に応じて支援することとします。

なお、この場合の1回当たりの検査等費用について、以下に定める額により支援を行います。

（1回当たりの検査キット原価（PCR検査等の場合検査費用・送料等を含む））

PCR検査等・・・実施事業者の仕入額（上限8,500円（税込））

抗原定性検査・・・実施事業者の仕入額（上限3,000円（税込））

※ PCR検査等については、実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、上限額を7,000円（税込）とする。

※ 令和4年4月1日以降については、PCR検査等の上限額を7,000円（税込）以下に変更する予定。

※ 抗原定性検査については、令和3年12月30日までは、上限額を3,500円（税込）とする。

（その他実施事業者において生じる各種経費等）

PCR検査等・・・都道府県が定める一律額（上限3,000円（税込））

抗原定性検査・・・都道府県が定める一律額（上限 3,000 円（税込））

国の分担割合は、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業については 100%、感染拡大傾向時の一般検査事業については 80%とします。なお、感染拡大傾向時で一般検査事業を実施する場合であっても、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業による無料検査の対象となる部分の検査については、令和 4 年 3 月末までは、国の分担割合を 100%とします。

（２）検査体制整備支援等部分について

本事業の事業開始に当たっての事業者への初期投資補助その他地方公共団体が実施する体制整備のため、国は都道府県に対し以下の算式により定める額を上限として交付することとします。

なお、特に高額な備品については、基本的にリースでの整備とすることとします。

（算定式）

$$33,300,000,000 \text{ 円} \times A \times \alpha + 100,000,000 \text{ 円}$$

五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

（算式の符号）

$$A : \text{都道府県人口割合} \times 0.5 + \text{事業所数割合} \times 0.5$$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

都道府県人口割合：当該都道府県の人口（国勢調査令によって調査した令和 2 年 10 月 1 日現在（速報集計）における人口をいう。以下同じ）を全国の人口で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

事業所数割合：当該都道府県の事業所数（経済センサス基礎調査規則によって公表された令和元年経済センサス基礎調査（甲調査確報）における事業所数をいう。以下同じ）を全国の事業所数で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\alpha : 0.989119702$$

なお、以下のとおり、交付対象外経費を定めます。（対象外経費①～③については、令和 3 年 4 月 1 日付事務連絡「令和 3 年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」等も参照ください。）

【対象外経費】

①職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）を除く）

②用地費

用地の取得費

③貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）

④本事務連絡に定める対象事業の実施と関連しない費用

（３）市町村に対する交付について

検査促進枠交付金の交付対象団体は、原則として都道府県となります。

ただし、事業の全部又は一部の実施を都道府県ではなく市町村が行う場合にあっては、都道府県は、市町村と協議した上で、当該都道府県分の検査促進枠交付金の全部又は一部を市町村に交付することを国に求めることができます。この場合、都道府県は、制度要綱第５の３の規定に基づき、交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した資料を内閣総理大臣に提出するに当たり、都道府県と市町村それぞれの配分額を明らかにする必要があります。

4. 検査促進枠を活用した無料化対象検査の実施方法等について

検査促進枠を活用した無料検査の対象となる検査の実施方法及び実施事業者がみたすべき要件等については、実施要領（別紙３）で定めるところによります。

5. 交付手続について

（１）交付手続の流れ全体について

検査促進枠について、特措法担当大臣との協議、地方創生推進室への実施計画の提出手続や交付担当省庁への交付申請手続等は、基本的に協力要請推進枠交付金と同様です（別紙４）。また、事業者への初期投資補助その他地方公共団体が実施する体制整備について支援を行う目的で、定額の交付限度額を通知する予定です。

特措法担当大臣との協議は、新型コロナウイルス等感染症対策推進室において随時受け付けているため、検査促進枠交付金の交付を受けようとする都道府県は、まず新型コロナウイルス等感染症対策推進室までご連絡ください。当該協議は、都道府県による検査促進計画が制度要綱、実施要領等に基づいており、検査促進枠の支援対象となるものであるかを確認するとともに、交付限度額の算定に当たって必要な内容について確認するものです。また、感染拡大傾向時の一般検査事業を実施する場合については、都道府県知事による特措法第２４条第９項等に基づく要請が効果的に行われるかも確認します。なお、事業費の増額が見込まれる場合や感染拡大傾向時の一般検査事業の要請の対象区域の追加や期間の延長など要請内容の変更等により、当初の検査促進計画に変更がある場合には、その都度、都道府県は検査促進計画について再度特措法担当大臣との協議を行う必要があります。

事業実施による支給実績に基づく交付限度額については、都道府県が、検査促進

計画に支給実績額を記載の上、新型コロナウイルス等感染症対策推進室及び地方創生推進室に提出し、地方創生推進室から各都道府県に対して交付限度額を通知します。具体的な執行スケジュールは、別途通知します。

(2) 特措法担当大臣との協議について

①提出時期

検査促進枠を活用する事業の実施前に、事前に協議を行うこととします。なお、都道府県による事業実施の公表直前に計画を提出するなど、特措法担当大臣との協議に十分な時間を確保せずに事業を実施した場合には、事前に協議が行われなかった場合と同様、交付金の対象とならない場合があります。

ただし、事業実施後においても、各都道府県の状況等を聞いた上で、やむを得ない事情がある場合には、特措法担当大臣との協議を行うことも可能とします。

②様式及び記入方法

協議を行うに当たっては、検査促進計画において、今後の事業計画及び予算額見込、また、感染拡大傾向時の一般検査事業を実施する場合は感染状況及び事業実施の必要性・効果等について、別紙5の様式に必要事項を記入してください。

③協議における確認事項及び留意点

協議に際しては、協議を受け付けている新型コロナウイルス等感染症対策推進室において、以下の点につき、都道府県の検査促進計画を確認します。なお、新型コロナウイルス等感染症対策推進室は、計画について更なる確認を要すると認めた時は、都道府県に対し、必要と認める情報の提供を求めることがあります。

一 ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

- a. 事業計画上の体制整備計画（検査体制整備目標、整備方針等）において、具体的かつ効果的な検査体制整備に向けた計画が定められているか。特に、検査拠点整備目標の策定に当たっては、都道府県域内において設置拠点の偏りが生じないように留意すること
- b. 予算項目及び内容が制度要綱、実施要領等に沿っているか

二 感染拡大傾向時の一般検査事業

- a. 事業計画上の体制整備計画（検査体制整備目標、整備方針等）において、具体的かつ効果的な検査体制整備に向けた計画が定められているか
- b. 予算項目及び内容が制度要綱等に沿っているか
- c. 感染状況が原則としてレベル2相当以上であるなど、感染拡大傾向といえるか
- d. 都道府県が当事業において無料化する検査の対象（区域・対象者等）、想定される検査数、予算額が、協議時点の感染状況や検査能力に照らして、感染拡大を防止する目的に対して合理的・効果的か

④提出方法・提出先

必要事項を記入した別紙5の様式を、以下の提出先まで、メールにて提出してく

ださい。郵送での提出は不要です。また、鑑文も不要です。

メール送付先： g.sinnngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

メールの件名及びファイルの名称は、「都道府県番号（半角 2 桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+_ks（半角アンダーバーks）」としてください。

例）メール件名：「01_北海道_ks」 など

ファイル名：「01_北海道_ks.xlsx」 など

＜関係資料一覧＞

別紙 1 PCR 等検査無料化の概要

別紙 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱改正案

別紙 3 実施要領

別紙 4 地方創生臨時交付金「検査促進枠」に関する手続フロー

別紙 5 特措法担当大臣との協議における提出様式（検査促進計画）

別紙 6 検査促進枠交付金を活用した検査無料化の実施に関する Q & A（第 1 版）

【照会先】

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部・西中

寺井・服部・鈴木・鈴木・山根

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

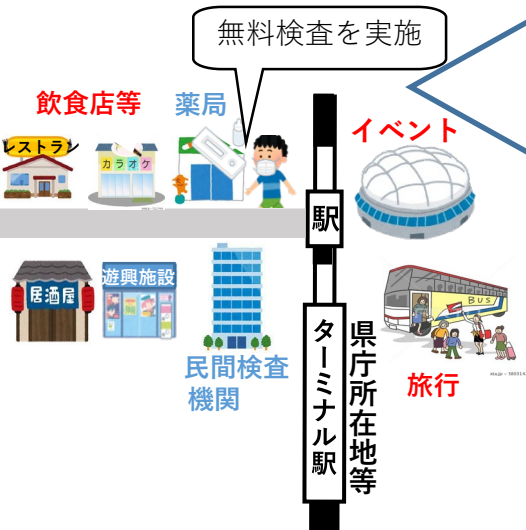
直通 03 (5501) 1752

- 感染対策と日常生活の両立を図る手段として、「ワクチン・検査パッケージ」等の利用を促し、検査の受検を浸透させるため、健康上の理由等によりワクチン接種が出来ない者の検査を無料化。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、都道府県知事の判断により、自己の意思に基づく未接種者、ワクチン接種者を含め、幅広く感染不安などの理由による検査を無料化。

ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

(検査対象・方法)

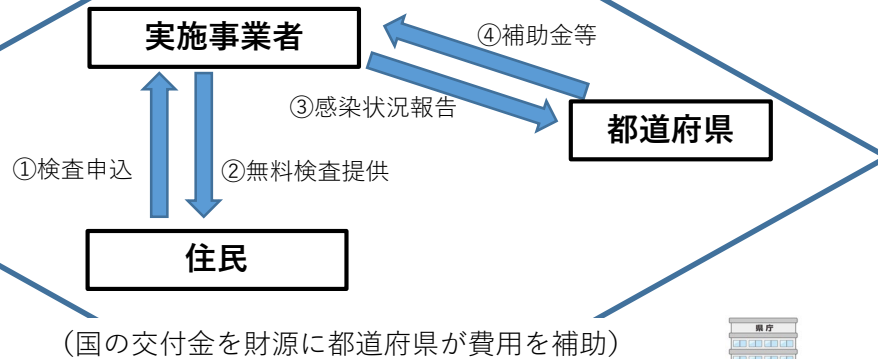
- 健康上の理由等でワクチン接種を受けられない者が、「ワクチン・検査パッケージ制度」及び民間にて自主的に行うワクチン・検査のため必要となる検査を無料化
- 検査は薬局・民間検査機関等において原則対面で実施



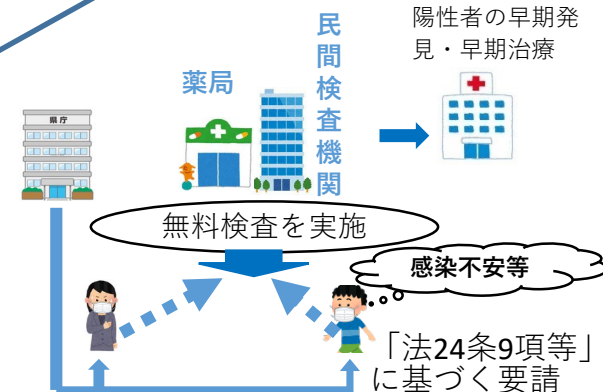
感染拡大傾向時の一般検査事業

(検査対象・方法)

- 左記に加え、都道府県知事が、特措法24条9項等に基づき「不安を感じる無症状者は、検査を受ける」ことを要請した場合、これに応じて住民が受検する検査を無料化
- 検査は薬局・民間検査機関等において原則対面で実施



感染拡大傾向時には、検査のネットワークを活用して対象者を大幅に拡大



ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業については令和3年度内に限り支援。

**「検査促進枠」創設に伴う主な新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金制度要綱改正案**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、基本的な枠組みを定める。

第 1 （略）

第 2 用語の定義

1、2 （略）

3 協力要請推進枠等交付金

次の各号に掲げる費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付するものをいう。

一 協力要請推進枠交付金

交付金のうち、営業時間短縮の要請等に伴う協力金又は酒類販売事業者（酒税法（昭和 15 年法律第 35 号）第 7 条に規定する酒類の製造免許又は第 9 条に規定する酒類の販売業免許を受けている者に限る。以下同じ。）に対する支援金の支払い等に要する費用

二 検査促進枠交付金

交付金のうち、新型コロナウイルス感染症に係る検査（別紙 1 に規定する PCR 検査等又は抗原定性検査に限る。以下「検査」という。）に対する支援等に要する費用

4 （略）

第 3 交付金の交付の対象

1 （略）

2 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

一～三 （略）

四 協力要請推進枠等交付金については、以下のイからホまでのいずれか、即時対応特定経費交付金については、以下のイ又はロ（別紙 1 における「基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等分」に係る事業に限る。）に該当する事業であること。

イ～ハ （略）

ニ 都道府県が作成する検査を促進するための計画（別に定める実施要領を踏まえ、特措法担当大臣の協議を経たものに限る。以下「検

査促進計画」という。)に基づき、別紙1に規定するワクチン・検査パッケージ等定着促進事業により、都道府県が実施事業者に対して補助等を行う事業又は実施事業者に対して補助等を行う市町村に対する当該補助等に係る負担金等の支出に該当する事業

ホ 特措法第24条第9項、第31条の6第2項又第45条第1項に基づき都道府県対策本部長が行う検査の受検要請の内容を含む検査促進計画に基づき、別紙1に規定する一般検査事業により、都道府県が実施事業者に対して補助等を行う事業又は実施事業者に対して補助等を行う市町村に対する当該補助等に係る負担金等の支出に該当する事業

五 第一号から第三号まで及び前号イからハまでに掲げる事業は、令和2年4月1日以降に実施される事業であること。前号ニに掲げる事業は、令和3年11月26日以降令和4年3月31日までに実施される事業であること。前号ホに掲げる事業は、令和3年11月26日以降に実施される事業であること。

3 (略)

第4 (略)

第5 実施計画の作成及び提出等

1、2 (略)

3 協力要請推進枠等交付金に係る交付限度額算定基礎資料の提出
(略)

都道府県は、第3の2の四のニ又はホに掲げる事業を実施する目的で、新たに検査促進枠交付金の交付を受けようとする場合又は事業等に変更があったことにより追加で検査促進枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、検査促進計画の内容等について、特措法担当大臣に協議し、その結果に基づき、第4の2の規定による検査促進枠交付金分に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した検査促進計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

第6～第11 (略)

別紙1

各地方公共団体の交付限度額は、国の補助事業等の地方負担分の算定額、地方単独事業分の算定額、事業者支援交付金分の算定額、協力要請推進枠交付金分の算定額、即時対応特定経費交付金分の算定額及び検査促進枠交付金分の算定額の合計額とする。

1～5 （略）

6 検査促進枠交付金分

〔1〕用語の定義

① PCR検査等

PCR法やLAMP法等の核酸増幅法による検査及び抗原定量検査をいう

② 実施事業者

都道府県の登録を受けて、別に定める実施要領に従って検査を実施する事業者（都道府県等及び共同して事業を実施する場合の共同事業者を含む。）

③ ワクチン・検査パッケージ制度

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度

④ ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

健康上の理由等（新型コロナワクチンを接種できない12歳未満であることを含む。）により新型コロナワクチンを接種できない者のうち、新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない者（以下「無症状者」という。）が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する民間の取組みにおいて必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施にあたり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

⑤ 一般検査事業

感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、検査受検要請（感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる特措法第24条第9項等に基づくものに限る。）に応じて受検した検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施にあたり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

〔2〕算定額

各都道府県の検査促進枠交付金分に係る交付限度額は、以下の（１）の算定額及び（２）の算定額の合計額とする。

なお、都道府県が、第３の１の二ただし書きの規定により、当該都道府県分の検査促進枠交付金の全部又は一部を市町村に交付することを求める場合には、当該都道府県の検査促進枠交付金分に係る交付限度額から相当額を控除し、その額を当該市町村の検査促進枠交付金分に係る交付限度額とする。

（１）検査等費用支援への対応分

以下のアの算定額及びイの算定額の合計額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

ア ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^n (A_i + B_i)$$

算式の符号

A_i ：受検者 i の検査費用に対して都道府県が補助等した費用（表１の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表１の検査区分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。）は、この限りではない。

B_i ：実施事業者が検査を行うにあたり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000 円／人を上限とする。

n ：実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、健康上の理由等（新型コロナウイルスワクチンを接種できない 12 歳未満であることを含む。）

により新型コロナワクチンを接種できない者のうち無症状者が、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント若しくは旅行等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する民間の取組みのため、検査を受検した人数に限る。

イ 一般検査事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^m (C_i + D_i) \times 0.8$$

算式の符号

C_i : 受検者 i に対して都道府県が補助等した費用（表 1 の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表 1 の検査区分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。）は、この限りではない。

D_i : 実施事業者が検査を行うにあたり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000 円／人を上限とする。

m : 実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち無症状者が、検査受検要請（感染拡大傾向にある場合に都道府県の判断により行われる特措法第 24 条第 9 項等に基づくものに限る。）に応じて検査を受検した人数に限る。

（２）検査体制整備等支援への対応分

以下の算式により算定した額とする。（五百円未満の端数があるときはそ

の端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)

算式

$$33,300,000,000 \times A \times \alpha + 100,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

A : 都道府県人口割合 $\times 0.5$ + 事業所数割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

都道府県人口割合 : 当該都道府県の人口 (国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在 (速報集計) における人口をいう。以下同じ) を全国の人口で除して得た数値 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

事業所数割合 : 当該都道府県の事業所数 (経済センサス基礎調査規則によって公表された令和元年経済センサス基礎調査 (甲調査確報) における事業所数をいう。以下同じ) を全国の事業所数で除して得た数値 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

α : 別に定める乗率

表1 各対象期間における検査区分に対応する単価

検査区分	単価
PCR 検査等	8,500 円 ^{※1}
抗原定性検査	3,000 円 ^{※2}

※1 : 実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、7,000円とする。ただし、検体採取を行った医療機関が、他の医療機関又は衛生検査所等に委託し、採取した検体の検査を実施する場合を除く。

※2 : 令和3年12月30日までは、3,500円とする。

別紙2 (略)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 検査促進枠交付金に係る実施要領

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）における検査促進枠交付金は、都道府県が行う新型コロナウイルス感染症に係る検査に対する支援等に要する費用に対し国が交付する交付金であり、臨時交付金制度要綱に定めるもののほか、事業者が臨時交付金における検査促進枠交付金による補助等により無料検査を実施する場合に必要な事項については、本実施要領に定めるところによる。また、臨時交付金制度要綱、事務連絡又は本実施要領の定めるもののほか、都道府県は、検査促進枠交付金による補助等事業の実施主体として、事業者が行う事業の実施に関し必要と認める事項を別に定めることができる。なお、事業の実施フローについては別添 5 の概要のとおり。

（無料検査の対象となる事業）

第 1 条 事業者（共同で事業を実施する場合の共同事業者を含む。）は、検査受検者が自己の検体を採取する場合において、次の各号に掲げる事業者の種類に応じて、事業所においてそれぞれ次の各号に掲げるいずれかの事業を実施する場合に、無料検査を行うことができる。

一 医療機関、薬局、衛生検査所等又は「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部。以下「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」という。）に定めるワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者（以下「ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者」という。以下同じ。） 別添 1 に定められた事項に沿って行われる、PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）に用いる検体（唾液に限る。）を本人が採取する際の立会い等並びに検査機関（医療機関又は衛生検査所等（厚生労働省において「自費検査を提供する検査機関一覧」として別に公表されている検査機関が推奨される。）に限る。以下同じ。）に対する検体の送付及び検査受検者への結果通知書等の発行の求め等（以下「第一号事業」という。）

二 医療機関又は衛生検査所等 関係法令に基づき実施される、前号に掲げる事業者から送付される PCR 検査等のための検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等（以下「第二号事業」という。）

三 医療機関、薬局、衛生検査所等又はワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者 抗原定性検査に用いる検体（鼻腔ぬぐい液に限る。）を本人が採取する際の立会い等、検体の検査結果の読み取り及び検査受検者への結果通知書等の発行等（以下「第三号事業」という。）

2 医療機関は、検査受検者の検体を採取する場合において、事業所において次の各号に掲げるいずれかの事業を実施する場合に、無料検査を行うことができる。

一 PCR 検査等のための検体（鼻咽頭ぬぐい液及び唾液に限る。）の採取等、検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等

二 抗原定性検査のための検体（鼻咽頭ぬぐい液及び鼻腔ぬぐい液に限る。）の採取等、検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等

3 前 2 項の無料検査は、会社等が事業又は福利厚生等の一環として従業員に対して実施する検査を除くものとし、また「感染拡大傾向時の一般検査事業」（以下「一般検査事業」という。）として都道府県から補助等の対象となる検査として行う場合には検体を採取する事業所の所在する都道府県の住民を

対象とした検査に限るものとする。

- 4 ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者が行う第1項第一号又は第三号に掲げる事業は、当該事業者の事業に関連して行う事業に限るものとする。
- 5 第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、第1項の規定にかかわらず、検査申込者に対して検体採取のためのキット等を直接受け渡す場合には、オンラインにより同項第一号又は第三号に定める検体採取の立会いを行うことができる。また、同事業者は、同項の規定にかかわらず、離島、へき地その他地域の実情を踏まえ、都道府県知事が承認した場合には、郵送又はオンラインにより第4条に定める検査の受付、検体採取のためのキット等の送付及び第1項第一号又は第三号に定める検体採取の立会いを行うことができる。ただし、これらの場合において、当該事業者は次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - 一 オンラインにより生じうる不自由等について検査申込者に説明の上、オンライン又は郵送によることについて検査申込者の同意を得ること
 - 二 検査の受付に当たりオンラインによる立会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること
 - 三 検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること
 - 四 検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンラインによる立会いが不適切であると判断した場合は、オンラインによる立会いを中止し、直接の立会いに切り替える用意をしておくこと
 - 五 検査受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立会いを行い、検査受検者に対しては清潔が保持等された場所で検体採取を行うことを求めること
- 6 第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を遵守する場合には、ドライブスルー方式により同項第一号又は第三号に定める検体採取の立会いを行うことができる。
 - 一 当該事業者の敷地内駐車場等において立会いに十分なスペースを確保すること
 - 二 駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること
 - 三 検査受検者のプライバシーに十分留意すること
- 7 前2項の場合において、事業者は、次条において実施計画書に同条第1項第三号ニ又はホの事項を記載すること及び実施計画書に事業所内の実施場所を示す図面を添付することを要せず、同条第3項第四号及び第3条の規定は適用しない。

（実施計画書の作成及び提出）

- 第2条 事業者は前条第1項及び第2項に定める無料検査を実施するに当たっては、別添2を参考として都道府県が定める様式の実施計画書を作成の上、事業所内の実施場所を示す図面を添付して都道府県知事に対して提出し、都道府県による登録を受けなければならない。この場合において、実施計画書に記載すべき事項は次に掲げるとおりとする。
- 一 事業者が実施する前条第1項及び第2項に掲げる事業の内容
 - 二 検査キット等の調達方法並びに検査の種類ごとの単価及びその積算

三 検査に係る事業の実施体制に係る次に掲げる事項

- イ 事業者の法人名、法人番号及び代表者の氏名
- ロ 事業者の事業内容（医療機関、衛生検査所等、薬局又はワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者のいずれかに該当する場合は、その旨を含む。）
- ハ 検査に係る事業の担当者及びその連絡先
- ニ 第一号事業を行う場合においては、立会い等を行う事業所名及びその所在地
- ホ 第二号事業若しくは第三号事業又は第2項第一号若しくは第二号に掲げる事業を行う場合においては、検査を実施する事業所名及びその所在地

四 事業所において見込まれる立会い等又は検査の実施回数及び次に掲げる事項毎の内訳

- イ PCR検査等又は抗原定性検査
- ロ 「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」（以下「定着促進事業」という。）又は一般検査事業

2 前項の提出に当たっては、事業者は本実施要領に従った事業を実施することに違反した場合には都道府県から交付される補助金等を返還等する必要があることについて同意しなければならない。

3 都道府県知事は、次に掲げる全ての事項を満たしていると認められる場合に、第1項で実施計画書を提出した事業者を実施事業者として登録するものとする。

- 一 実施計画書の記載に不備がないこと
- 二 検査キット等の調達方法・検査の単価・検査の実施回数等が適当であると認められること
- 三 検査に係る事業を適切に実施するための体制及び方法が定められていること
- 四 当該事業者が次条に定める検体採取の実施場所を確保していること
- 五 検体採取の立会い等又は検査の実施が適切に実施できると認められること
- 六 その他都道府県が必要と認める事項を満たしていること

（検体採取の実施場所の確保）

第3条 第一号事業又は第三号事業を実施する実施事業者は、次に掲げる事項に適合する検体採取の実施場所を確保しなければならない。

- 一 受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること
- 二 当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること
- 三 十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること

（検査の受付）

第4条 実施事業者は、検査受検を希望する者（発熱等の症状がない者に限る。）が別添3を参考として都道府県が定める様式の申込書を提出した場合に、次に掲げる事項（第三号に掲げる事項については、第二号に掲げる事項について検査申込者がいずれかの事業として補助等の対象になる旨を明示した場合に限り、第四号に掲げる事項については、第三号に掲げる事項について当該検査申込者の申告した回数が1月につき3回程度となる回数を上回る場合に限る。）を当該検査申込者に遵守させた上、当該検査申込者に検査を受検させることができる。この場合において、原則として検査申込者からの予約は不

要とする。

一 身分証明書等の提示

二 申込によって行われることとなる検査が定着促進事業若しくは一般検査事業として都道府県からの補助等の対象になる旨又はいずれの対象にもならない旨（会社等が事業又は福利厚生等の一環として従業員に本検査の申込みをさせた場合を含む。）の明示

三 前号の明示の内容となる理由の説明及び過去にいずれかの事業として補助等の対象になる検査を受けた回数の申告

四 前号の回数となった理由の疎明

2 前項の申込書を提出された第一号事業又は第三号事業を実施する実施事業者は、次に掲げる事項（第三号事業を実施する場合は、第四号を除く。）について検査申込者に説明しなければならない。

一 仮に検査結果が陽性であった場合、検査申込者は医療機関又は受診・相談センターに連絡し、速やかに受診しなければならないこと。また、その場合、移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるようにすること

二 仮に検査結果が陰性であった場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、検査申込者は引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気）を徹底する必要があること

三 当該申込みにより実施された検査の結果は、受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかについての診断結果を示すものではないこと

四 当該実施事業者が連携する検査機関

（結果通知書等の発行等）

第5条 実施事業者が、第一号事業を実施する場合には、検査機関に対して、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」の5（2）i）①に定められた事項が記載された結果通知書等を検査受検者に対して発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を当該実施事業者に通知するよう、求めなければならない。

2 実施事業者が、第三号事業を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」の5（2）ii）②に定められた事項が記載された結果通知書等を検査受検者に対して発行しなければならない。ただし、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）に定める結果通知書の発行を要しない場合に該当する場合はその限りでない。

3 前2項で発行する結果通知書等の様式例は別添4のとおりとする。

（事業の実施に係る準用）

第6条 その他事業の実施については「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」を準用するほか、第三号事業の実施については「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」の規定を準用する。

（準用）

第7条 第3条、第4条第2項並びに第5条第2項及び第3項の規定は、第1条第2項各号に掲げる事業を実施する実施事業者について準用する。この場合において、第3条中「次に掲げる事項」とあるのは、「関係法令並びに第二号及び第三号に掲げる事項」と、第4条第2項中「(第三号事業)」とあるのは、「(第1条第2項各号に掲げる事業)」と、第5条第2項中「第三号事業」とあるのは、「第1条第2項第一号に掲げる事業を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」の5(2)i)①に定められた事項が記載された結果通知書等を、同項第二号に掲げる事業」と読み替えるものとする。

(週次の受検者・陽性者の報告)

第8条 実施事業者は、週ごとに、前回の報告の後、当該実施事業者が事業を実施した者の総数及びそのうち陽性結果が判明した者の総数を記録し、その記録の内容を都道府県に報告しなければならない。

(実績報告書の提出等)

第9条 事業経過に応じ、実施事業者は実績報告書を作成し都道府県知事に対して提出するものとする。この場合において、実績報告書に記載すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 定着促進事業として都道府県から補助等の対象になる検査件数及び一般検査事業として都道府県から補助等の対象となる検査件数
- 二 結果データ
- 三 必要経費等

2 実施事業者が前項に基づき実績報告書を都道府県に提出する場合には、当該実績報告書に係る証憑書類を5年の間、保存しなければならない。

PCR 検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項

実施事業者（飲食・イベント等の事業者や薬局などの事業者をいう。）が、検査受検者から PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）の申込みを受け、検体採取の立会いを行った上、検査機関に検体を送付する等の対応を行うことが想定される。その際の留意事項は以下のとおりであるので、実施事業者においては十分了知の上、適切に対応すること。

1. 立会い等に向けた事前準備

- ・ 実施事業者は、市販される PCR 検査等のための唾液採取容器（以下「唾液採取容器」という。）又は個別に契約を結んだ検査機関（医療機関又は衛生検査所等（厚生労働省において「自費検査を提供する検査機関一覧」として別に公表されている検査機関が推奨される。）に限る。以下同じ。）から指定される唾液採取容器を予め確保し、検体採取の方法を確認しておくこと。
- ・ 検体採取のためのスペースについては、以下の点に留意して、適切に確保すること。
 - 検査の実施場所について、受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
 - 同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保することや、受検者のプライバシーにも配慮すること。
 - 検査の実施場所は、十分な照明を確保するとともに、換気を適切に行うこと。
- ・ 留意事項の内容を理解した者を検査管理者として定めること。

2. 立会い等の実施

- ・ 検査受検者から検査申込みがあった場合、身分証明書等で本人確認を行うこと。
- ・ 検査受検者に対し、検体の検査を行うこととなる検査機関及び以下の点について説明すること。
 - 仮に検査機関から通知される検査結果が陽性であった場合、検査受検者は医療機関又は受診・相談センターに連絡し、速やかに受診する必要があること。また、その場合、移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるようにすること。
 - 仮に検査機関から通知される検査結果が陰性であった場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、検査受検者は引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気）を徹底する必要があること。
 - この検査結果は、あくまでも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金の趣旨目的に適った用途にのみ用いられるものであり、受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかの診断結果を示すものではないこと。
- ・ 検査機関から検査結果の通知等を行うために必要な連絡先等を、検査受検者

から得ること。

- ・ 実施事業者が立会い等を行う場合の検体は、唾液に限ること。検体採取は、検査機関の指定する方法で行い、送付に必要な梱包まで本人が行うこと。
- ・ 検体採取に当たっては、手袋やマスクの着用など感染対策を行った検査管理者が立ち会うこととし、専用のスペースにおいて感染対策（検査受検者と十分な距離をとること、飛沫を浴びないようにパーティションを設置することなどの検査管理者のための対策を含む。）やプライバシーに配慮して行うこと。
- ・ 採取された検体が本人のものであることを確認すること。

3. 立会い等の後の対応

- ・ 検体は、検査機関が定めた方法に従い、実施事業者が、送付までの間保管し、検査機関に送付すること。その際、当該事業者は、検査機関から検査受検者に対して検査結果通知書を発行させ、併せて検査機関から当該事業者に対して検査結果を連絡させること。
- ・ 実施事業者は、仮に検査結果が陽性である場合は、検査機関から検査受検者に対して受診を促すよう求めること。

※検査機関は、「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」に則り、保管・送付に係る方法を定めること。

- ・ 検査受検者の飛沫が付いたおそれのある壁、机、パーティション等がある場合には、検査終了後、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「3. モノに付着したウイルス対策」を参照の上、適切に消毒を行うこと。
- ・ 検体採取により生じる廃棄物については、各製品の説明書を参照するとともに、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をし、廃棄の方法については、自治体や廃棄物回収事業者を確認すること。

（参考）

- ・ 「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2518-lab/9325-manual.html>
- ・ 「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

実施計画書例

1 事業者情報

事業者名	フリガナ 名称				
事業者の種別（選択）	法人	法人番号	(13桁)		代表者名
		住所	〒 —		
	個人	住所	〒 —		
担当者	フリガナ 氏名			所属部署	
	連絡先	電話番号： — — メールアドレス： @			
事業者の事業内容 （右記から選択の上、概要を記載）	☐ 医療機関 ☐ 衛生検査所等 ☐ 薬局 ☐ ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者（具体的な事業内容）				

2 振込先情報

金融機関名		金融機関コード	(4桁)	
本・支店名		支店コード	(3桁)	
預金種別	1：普通 2：当座（いずれかを選択）	口座番号 ※1	(7桁)	
フリガナ				
口座名義人 ※2				

※1：口座番号が6桁以下の場合、はじめに「0」を記載してください。

※2：必ず上記事業者に関する名義の口座をしてください。

（上記事業者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります）

3 無料検査の事業に関する情報

検査の種類 （右記から選択・複数可）	☐ PCR検査等 ☐ 抗原定性検査			
実施する対象事業 （右記から選択・複数可）	<PCR検査等> ☐ 検体（唾液に限る）を本人が採取する際の立会い等、検査機関に対する検体の送付・検査受検者への結果通知書等の発行の求め等を行う事業（第1号事業） ☐ 検体（鼻咽頭ぬぐい液・唾液に限る）の採取等、検体の検査、検査受検者への結果通知書等の発行等を行う事業（第2項第1号の事業：事業者が医療機関である場合に限る） <抗原定性検査> ☐ 検体（鼻腔ぬぐい液に限る）を本人が採取する際の立会い等、検体の検査結果の読み取り、検査受検者への結果通知書等の発行等を行う事業（第3号事業） ☐ 検体（鼻咽頭ぬぐい液・鼻腔ぬぐい液に限る）の採取等、検体の検査、検査受検者への結果通知書等の発行等を行う事業（第2項第2号の事業：事業者が医療機関である場合に限る）			
立会い等又は検査を行う事業所の名称・所在地（複数の場合は別紙） ※3	（名称） （所在地） 〒 —			
検査の単価、積算等	検査種類 （例）PCR検査	単価（税込） （例）〇〇円	単価の積算 （例）検査キット仕入額〇〇円	検査キット等の調達方法 （例）唾液採取容器を××より仕入れ
1日あたりの立会い等又は検査の実施回数（見込み） （事業所の場合は別紙）	検査の種類	ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業		感染拡大傾向時の一般検査事業
	PCR検査等	（見込みの根拠）		（見込みの根拠）
	抗原定性検査	（見込みの根拠）		（見込みの根拠）

※3：オンライン／オンライン・郵送／ドライブスルー方式により実施する場合は、記載及び実施場所を示す図面の添付は不要。

(共同事業者に関する情報【任意的記載事項】) ※4

共同事業者	法人名、法人番号、代表者氏名	(法人名) (代表者氏名)	(法人番号)
	事業所の名称・所在地	(名称) (所在地) 〒 —	
	担当者の氏名・連絡先	(氏名) (連絡先)	
	事業者の事業内容	☐ 医療機関 ☐ 衛生検査所等 ☐ その他（ ）	

※ 4 : 第2号事業を行う検査機関が登録する場合は、当該検査機関に関する情報を本項目に記載の上、第1号事業を行う事業者と共同して登録すること。

4 实施体制

無料検査の事業の実施体制について下欄に記載ください。関係主体がそれぞれどのような活動・どのような役割を担い、また連携を行うかを具体的に示すとともに、オンライン方式を採用する場合には具体的にどのような方法及び体制でオンライン体制を確保するかを示してください。



5 チェック事項

- 検体採取の立会いは検査管理者により実施します。（第1号事業・第3号事業を実施する場合に限る。）
- 検体採取の立会い若しくは検査実施に係るマニュアルを作成し、または「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」又は「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」をいつでも参照できるように常置しています。
- 検体採取を行う場所として、添付の図面に示した実施場所を確保しています。※3
- 過去の相当期間において、実施要領の違反に基づく登録取消や関係法令の違反がなかったことを証明します。
- 「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」及び「感染拡大傾向時の一般検査事業」の無料検査を行う実施事業者として登録されることを希望します。
- 本計画書の記載内容及びに添付の内容に誤りがないことを証明するとともに、実施要領に従った事業を実施することに違反した場合は、都道府県等から交付される補助金等を返還等する必要があることについて同意します。
- 本計画書の証拠書類を保存するとともに、〇〇県から必要に応じて提出等の求めがあった場合には、これに応じることに同意します。
- 本計画書に記載された事項は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。また、無料検査の実施事業者として登録された場合に、事業所名を公表されることに同意します。
- 事業者の代表者、役員等が〇〇に規定する暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、〇〇県が〇〇県警察本部に照会することについて承諾します。

(該当する場合のみ)

- オンライン方式（実施要領第1条第5項前段）により、無料検査を実施します。
- オンライン・郵送方式（実施要領第1条第5項後段）により、無料検査を実施したいので、〇〇知事の承認を求めます。
- ドライブスルー方式（実施要領第1条第6項）により、無料検査を実施します。

担当者 (職名) 法人名 (氏名) _____

実施計画書別紙

事業所名	所在地	1日当たりの立会い等又は検査の実施回数（見込み）			
		ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業		感染拡大傾向時の一般検査事業	
		PCR検査等	抗原定性検査	PCR検査等	抗原定性検査
	〒 ー				
		(見込みの根拠)	(見込みの根拠)	(見込みの根拠)	(見込みの根拠)
	〒 ー				
		(見込みの根拠)	(見込みの根拠)	(見込みの根拠)	(見込みの根拠)
	〒 ー				
		(見込みの根拠)	(見込みの根拠)	(見込みの根拠)	(見込みの根拠)
	〒 ー				
		(見込みの根拠)	(見込みの根拠)	(見込みの根拠)	(見込みの根拠)

申込書（例）

1 本人確認

氏名： _____

住所： _____

性別： _____ 生年月日： _____

連絡先：（電話番号） _____

（E メールアドレス） _____

2 検査利用回数

過去に利用した、無料検査（行政検査を除く）の回数

※回数・頻度が多い場合には、理由の疎明をお願いすることがあります。

_____ 回

3 検査目的（✓を記入ください）

本日の検査の目的について、下記より1つ選択

1. ☐ イベント・飲食・旅行・帰省等の経済社会活動を行うに当たり、必要であるため（ワクチン・検査パッケージ等）（2.に該当する場合を除く）
2. ☐ 都道府県知事から要請を受けて、感染不安があるため
3. ☐ その他

4 ワクチンの接種の有無（✓を記入ください）

3で「1.」を選んだ場合、ワクチンを2回接種済みか

☐ はい

☐ いいえ

5 4で「いいえ」を選んだ場合、その理由（✓を記入ください）

1. ☐ 12歳未満である
2. ☐ 健康上の理由
3. ☐ その他（自己の意思等）

（確認事項）

☐仮に検査結果が陽性であった場合には医療機関に受診します（✓を記入ください）

☐上記項目につき、虚偽がないことを証するとともに、本申込書は都道府県から求めがあった場合には都道府県に提出されることがあることについて同意します。また、都道府県が必要と認め、本事業の適正執行を確保するため、ワクチン接種の有無についてご記入いただいた氏名・住所・性別・生年月日の情報に基づき、市町村に照会を行ったときは、市町村がワクチン接種歴の有無について回答することがあることに同意します（✓を記入ください）

※1：ご申告いただいた内容が虚偽であることが判明した場合、検査費用の負担を求めるほか、都道府県が必要と認める措置を講じる場合があります。また、ワクチン接種の有無については、別途自治体において確認する場合があります

※2：次回の検査申込に当たっては、PCR検査等の結果通知書等の有効期間が3日間とされていること及び抗原定性検査の結果通知書等の有効期間が1日間とされていること等も踏まえ、前回の検査から経過した日数等を考慮の上、申込を行うようお願いいたします

担当者確認欄

本人確認の実施	無料検査事業における区分		
	VTP等分 （5で「1.」または「2.」を選んだ場合）	一般分 （3で「2.」を選んだ場合）	対象外 （左記のいずれにも該当しない場合）
（その他：回数疎明を求めた際等に記入）			

検査結果通知書

- ・ この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
- ・ 入店・入場等の際に、身分証明書とともに提示してください。
- ・ 本通知書における検査結果は、新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断結果を示すものではありません。

陽性の方は、入場・入店等できません。速やかに医療機関を受診してください。

☐ 受検者氏名 _____（フリガナ_____）

☐ 検体採取日※¹ 2021 年 月 日

☐ 検査結果 陰性 ・ 陽性 ・ 判定不能※²

☐ 有効期限※³ 2021 年 月 日

☐ 検査方法 PCR 検査等 ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査

☐ 検体 唾液 ・ 鼻腔ぬぐい液 ・ 鼻咽頭ぬぐい液

☐ 使用した検査試薬又は検査キット名 _____

※¹ 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。

※² 判定不能は陰性として取り扱うことはできないため、再度の検査を受けてください。その際、適宜検査の申込みをした事業者等とご相談ください。

※³ 有効期限：PCR 検査等は採取日＋3 日、抗原定性検査は検査日＋1 日

☐ 事業所名（又は検査所名）※⁴ _____

☐ 検査管理者氏名 _____

※⁴ PCR 検査等・抗原定量検査の場合は、検査分析を行った検査所名を記載。

【陽性の場合】

☐ _____ 医療機関を受診してください。

☐ _____ 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください
電話番号 _____

(紙で発行する場合の記載例)

検査結果通知書

- ・ この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
- ・ 入店・入場等の際に、身分証明書とともに提示してください。
- ・ 本通知書における検査結果は、新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断結果を示すものではありません。

陽性の方は、入場・入店等できません。速やかに医療機関を受診してください。

☐ 受検者氏名 〇〇 〇〇 (フリガナ 〇〇 〇〇)

☐ 検体採取日※¹ 2021 年〇月〇日

☐ 検査結果 陰性 ・ 陽性 ・ 判定不能※²

☐ 有効期限※³ 2021 年〇月〇日

☐ 検査方法 PCR 検査等 ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査

☐ 検体 唾液 ・ 鼻腔ぬぐい液 ・ 鼻咽頭ぬぐい液

☐ 使用した検査試薬又は検査キット名 〇〇 〇〇

※¹ 検査日のみが見える場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。

※² 判定不能は陰性として取り扱うことはできないため、再度の検査を受けてください。その際、適宜検査の申込みをした事業者等にご相談ください。

※³ 有効期限：PCR 検査等は採取日＋3 日、抗原定性検査は検査日＋1 日

☐ 事業所名（又は検査所名）※⁴ 〇〇 〇〇

☐ 検査管理者氏名 〇〇 〇〇

※⁴ PCR 検査等・抗原定量検査の場合は、検査分析を行った検査所名を記載。

【陽性の場合】

☐ 医療機関を受診してください。

☒ 〇〇 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください

電話番号 03 - ×××× - ××××

利用者

検査受検者

検査機関

検査
申込本人
確認検体採取
立会検査結果通知書発行
(陽性の場合は医療機
関を紹介)

検査結果連絡

検体送付

P C R 検査の場合

抗原定性検査の場合

店舗・拠点

事業実施

実施事業者が実績報
告・交付申請書を都
道府県に提出実績報告・
交付申請書

提出

交付決
定通知

交 付

実績報告内容
検査件数／結果データ／必要
経費等
(証憑書類の保存を求める)毎週受検者数／
陽性者数を報告

検査結果の利活用

実施事業者の実績報告
書を審査・交付決定

審 査

交付決定

実施事業者

(薬局・民間
検査機関等)実施事業者において実施計画を策定、
都道府県に提出実施事業者が実施
計画等に沿った施
設整備等を実施

実施計画

施設整備等

事業
開始事業主体
実施計画確認によ
り実施能力のある
者のみを登録

確 認

事業者登録

提 出

登録完了
通知

都道府県予算成立後

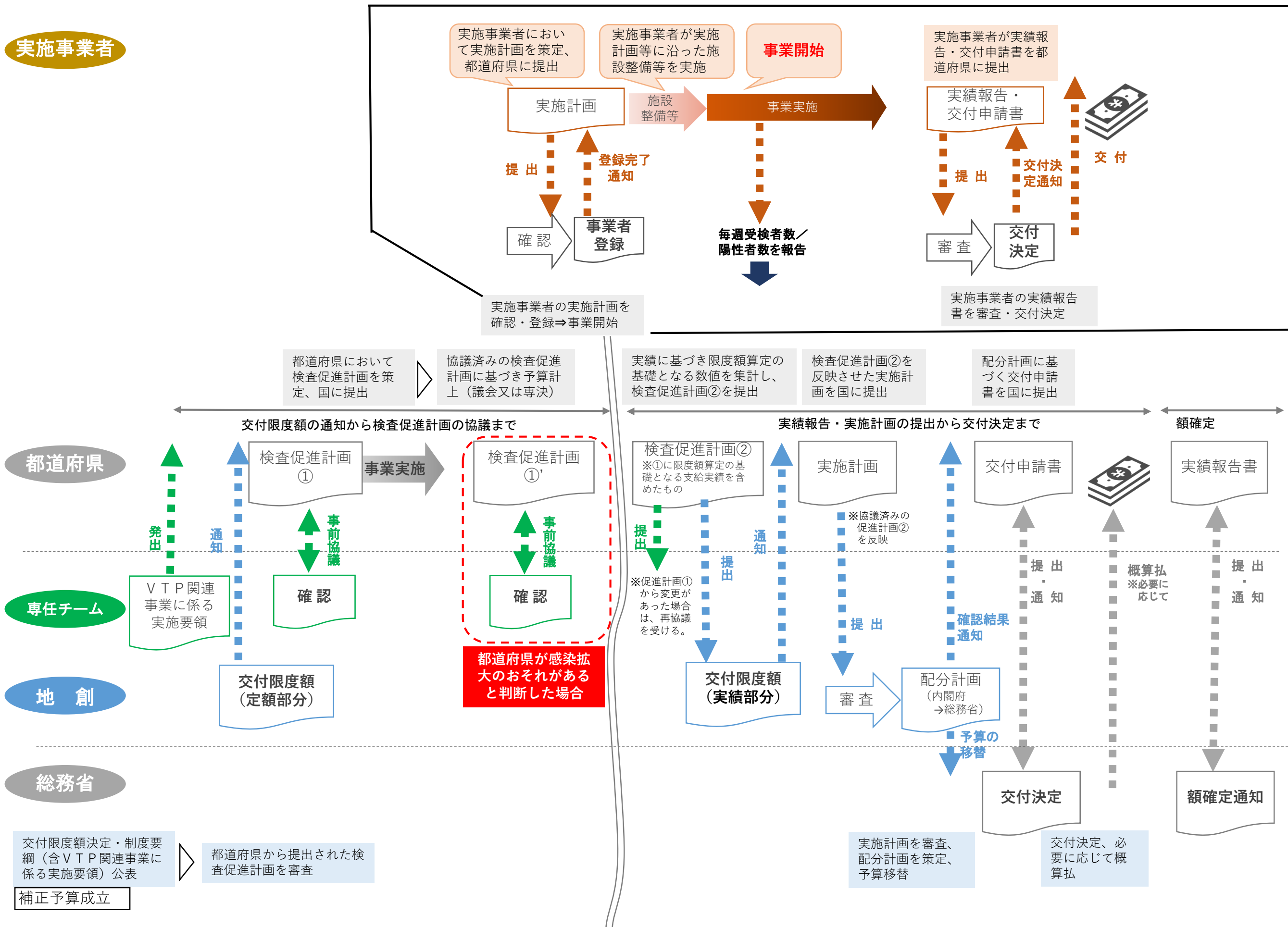
実施事業者の実施計画を
確認・登録⇒事業開始

都道府県

- ✓ 健康上の理由等でワクチン接種を受けられない者が、「ワクチン・検査パッケージ制度」及び民間にて自主的に行うワクチン・検査のため必要な場合(令和4年3月末まで)
- ✓ 感染拡大の傾向が見られる場合には、都道府県知事の判断により、法24条9項等に基づき、「不安に感じる無症状者は、ワクチン接種者を含めて検査を受ける」ことを要請し、これに応じて住民が検査を受ける場合

- ・ 受検者が自ら検体採取
- ・ 研修を受けた従業者が立会

オンライン・ビデオ方式の利用とすることも可



特措法担当大臣との協議における提出様式
(検査促進計画)

都道府県名	〇〇県
担当部局課名	〇〇局〇〇部〇〇課
担当者氏名 (役職含む)	〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号	
メールアドレス	

検査促進計画（ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業）

事業開始予定日	○／○
検査体制整備方針	検査体制整備方針について具体的に記載。 例) 薬局において検体を採取して検査機関へ郵送する方法を主とし、薬局で検査キットを受け取りオンラインの立会いの下で自宅にて検体を採取して検査機関へ郵送する方法も補完的に活用 ※都道府県が独自に無料検査事業を実施していること等の事情があれば、１日当たりの検査能力等の既存の検査体制についても記載。 ※本事業を外部委託する場合は、委託先による整備方針を記載。
検査体制整備目標及び設定の考え方	(１) 整備目標 ・PCR検査等、抗原定性検査それぞれについて、検体採取の設置拠点の整備予定数・地理的分散等を具体的に記載。 (２) 目標設定の考え方 ・検査見込み数等、目標設定の基礎となった計数を掲記。
歳出科目	例) 補助金、委託費

※検査体制整備費用及び検査費用の見込み額については別表に記入。

検査促進計画（感染拡大傾向時の一般検査事業）

対象期間	○／○～○／○ の何日間
対象区域	例）県内全域
対象者	例）県民であって感染不安を感じる無症状者
検査体制整備方針	検査体制整備方針について具体的に記載。 例) 薬局において検体を採取して検査機関へ郵送する方法を主とし、薬局で検査キットを受け取りオンラインの立会いの下で自宅にて検体を採取して検査機関へ郵送する方法も補完的に活用 ※都道府県が独自に無料検査事業を実施していること等の事情があれば、１日当たりの検査能力を含めた既存の検査体制についても記載。 ※本事業を外部委託する場合は、委託先による整備方針を記載。 ※本事業を行うに当たって追加的に実施する場合がある場合に記載。
検査体制整備目標及び設定の考え方	(１) 整備目標 ・PCR検査等、抗原定性検査それぞれについて、検体採取の設置拠点の整備予定数・地理的分散等を具体的に記載。 (２) 目標設定の考え方 ・検査見込み数等、目標設定の基礎となった計数を記載。 ※本事業を行うに当たって追加的に実施する場合がある場合に記載。
歳出科目	例）補助金、委託費
感染状況の評価	感染拡大傾向にあると判断する根拠について具体的に記載。
第24条第９項等に基づく知事の要請内容	特措法第24条第９項等に基づき知事が行う検査受検に関する協力要請の内容（協議時点において見込まれる内容で可）について具体的に記載。
事業実施内容及び規模の合理性等	感染状況や１日当たり検査能力等に照らして、都道府県が当事業において無料化する検査の対象（区域・対象者等）や想定される検査数等が、感染拡大を防止する目的に対して合理的・効果的といえる理由について、具体的に記載。

※検査体制整備費用及び検査費用の見込み額については別表に記入。

○計画額 (円) (回) (千円) (千円)

	基準単価 (※)	検査見込み数	検査費用 (見込み)
PCR検査等	○円		
抗原定量検査			
抗原定性検査			
合計			

初期費用 (見込み)

※想定される初期費用内訳：
 (例) 薬局内の検体採取ブース
 設置費用○円×○ヶ所

※基準単価の考え方 (内訳)	(例) 検査キット代○円 + 上乗せ分○円 = ○円
----------------	----------------------------

○実績額 (初期費用) (千円)

実施事業者	初期費用 (実績)
A社	
B社	
合計	

限度額算定シート

地方公共団体名

入カシート

	実績国負担額
ワクチン・検査パッケージ等 定着促進事業	0
感染拡大傾向時の一般検査事業	0
合計 (単位：千円)	0千円

←実施計画に記載する限度額（計画記載用限度額）
(0円)

(単位：円)

ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業（検査期間：令和3年11月26日～令和3年12月30日）								
項目	上限額/1回 (税込)	補助率	実績 ※令和3年12月30日以前に無料検査を実施した場合には、こちらに記載してください。					
			実施事業者	平均検査単価	各種経費 (上限額/1回＝3,000円(税込))	検査数(件)	検査等費用	実績国負担額
P C R検査等	医療機関：8,500 民間部門：8,500	100%						0
抗原定量検査	医療機関：8,500 民間部門：8,500	100%						0
抗原定性検査	医療機関：3,000 民間部門：3,000	100%						0
小計（定着促進）							0	0

（検査期間：令和3年12月31日～令和4年3月31日）								
項目	上限額/1回 (税込)	補助率	実績					
			実施事業者	平均検査単価	各種経費 (上限額/1回＝3,000円(税込))	検査数(件)	検査等費用	実績国負担額
P C R検査等	医療機関：7,000 民間部門：8,500	100%						0
抗原定量検査	医療機関：7,000 民間部門：8,500	100%						0
抗原定性検査	医療機関：3,000 民間部門：3,000	100%						0
小計（定着促進）							0	0

感染拡大傾向時の一般検査事業（検査期間：令和3年11月26日～令和3年12月30日）									
特措法24条9項等に基づく要請期間									
項目	上限額/1回 (税込)	補助率	実績 ※令和3年12月30日以前に無料検査を実施した場合には、こちらに記載してください。						
			実施事業者	平均検査単価	各種経費 (上限額/1回＝3,000円(税込))	検査数(件)	検査等費用	実績国負担額	地方負担額
P C R検査等	医療機関：8,500 民間部門：8,500	80%						0	0
抗原定量検査	医療機関：8,500 民間部門：8,500	80%						0	0
抗原定性検査	医療機関：3,000 民間部門：3,000	80%						0	0
小計（一般検査）							0	0	0

（検査期間：令和3年12月31日～令和4年3月31日）									
特措法24条9項等に基づく要請期間									
項目	上限額/1回 (税込)	補助率	実績						
実施事業者	平均検査単価	各種経費 (上限額/1回＝3,000円(税込))	検査数(件)	検査等費用	実績国負担額	地方負担額			
P C R検査等	医療機関：7,000 民間部門：8,500	80%						0	0
抗原定量検査	医療機関：7,000 民間部門：8,500	80%						0	0
抗原定性検査	医療機関：3,000 民間部門：3,000	80%						0	0
小計（一般検査）							0	0	0
特措法24条9項等に基づく要請期間									
項目	上限額/1回 (税込)	補助率	実績						
実施事業者	平均検査単価	各種経費 (上限額/1回＝3,000円(税込))	検査数(件)	検査等費用	実績国負担額	地方負担額			
P C R検査等	医療機関：7,000 民間部門：8,500	80%						0	0
抗原定量検査	医療機関：7,000 民間部門：8,500	80%						0	0
抗原定性検査	医療機関：3,000 民間部門：3,000	80%						0	0
小計（一般検査）							0	0	0

限度額算定シート

地方公共団体名

〇〇県、〇〇県■市

忘れずに入力してください。

記載例

	実績国負担額
ワクチン・検査パッケージ等 定着促進事業	25,935,700
感染拡大傾向時の一般検査事業	11,028,448
合計 (単位：千円)	36,964千円

←実施計画に記載する限度額（計画記載用限度額）

「検査等費用」は直接入力してください（右記様式外の換算用シートも
参考にしてください）。

(単位：円)

実施事業者が、医療機関がそれ以外の民間事業者が分かるように記載してください。			左記「上限額/1回(税込)」以下の金額を入力してください。		ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業 (検査期間：令和3年11月26日～令和3年12月30日)				
実績 ※令和3年12月30日以前に無料検査を実施した場合には、こちらに記載してください。									
項目	上限額/1回 (税込)	補助率	実施事業者	平均検査単価	各種経費 (上限額/1回＝3,000円(税込))	検査数(件)	検査等費用	実績国負担額	地方負担額
P C R 検査等	医療機関：8,500 民間部門：8,500	100%	A病院	入力が必要な箇所は白セルにしています。		244	5,097,900	5,097,900	0
			B株式会社	8,305	3,000	220			
抗原定量検査	医療機関：8,500 民間部門：8,500	100%	A病院	7,880	3,000	210	4,429,900	4,429,900	0
			B株式会社	8,290	3,000	190			
抗原定性検査	医療機関：3,000 民間部門：3,000	100%	C病院	2,800	2,500	90	913,000	913,000	0
			株式会社D	2,950	2,500	80			
小計（定着促進）							10,440,800	10,440,800	0

（検査期間：令和3年12月31日～令和4年3月31日）									
実績									
項目	上限額/1回 (税込)	補助率	実施事業者	平均検査単価	各種経費 (上限額/1回＝3,000円(税込))	検査数(件)	検査等費用	実績国負担額	地方負担額
P C R 検査等	医療機関：7,000 民間部門：8,500	100%	A病院	6,780	3,000	590	10,310,100	10,310,100	0
			B株式会社	8,100	3,000	409			
抗原定量検査	医療機関：7,000 民間部門：8,500	100%	A病院	6,980	3,000	210	4,201,400	4,201,400	0
			B株式会社	8,200	3,000	188			
抗原定性検査	医療機関：3,000 民間部門：3,000	100%	C病院	2,800	2,500	93	983,400	983,400	0
			株式会社D	2,950	2,500	90			
小計（定着促進）							15,494,900	15,494,900	0

感染拡大傾向時の一般検査事業（検査期間：令和3年11月26日～令和3年12月30日）									
特措法24条9項等に基づく要請期間			令和3年12月20日～令和3年12月30日						
項目	上限額/1回 (税込)	補助率	実績 ※令和3年12月30日以前に無料検査を実施した場合には、こちらに記載してください。						
			実施事業者	平均検査単価	各種経費 (上限額/1回＝3,000円(税込))	検査数(件)	検査等費用	実績国負担額	地方負担額
P C R検査等	医療機関：8,500 民間部門：8,500	80%	A病院	7,990	3,000	30	613,200	490,560	122,640
			B株式会社	8,340	3,000	25			
抗原定量検査	医療機関：8,500 民間部門：8,500	80%	A病院	8,100	3,000	28	537,800	430,240	107,560
			B株式会社	8,350	3,000	20			
抗原定性検査	医療機関：3,000 民間部門：3,000	80%	C病院	2,750	2,500	56	645,000	516,000	129,000
			株式会社D	2,900	2,500	65			
小計（一般検査）							1,796,000	1,436,800	359,200

（検査期間：令和3年12月31日～令和4年3月31日）									
特措法24条9項等に基づく要請期間			令和3年12月31日～令和4年1月30日						
項目	上限額/1回 (税込)	補助率	実績						
			実施事業者	平均検査単価	各種経費 (上限額/1回＝3,000円(税込))	検査数(件)	検査等費用	実績国負担額	地方負担額
P C R検査等	医療機関：7,000 民間部門：8,500	80%	A病院	6,680	3,000	55	1,209,800	967,840	241,960
			B株式会社	8,290	3,000	60			
抗原定量検査	医療機関：7,000 民間部門：8,500	80%	A病院	6,620	3,000	65	1,592,800	1,274,240	318,560
			B株式会社	7,750	3,000	90			
抗原定性検査	医療機関：3,000 民間部門：3,000	80%	C病院	2,750	2,500	106	1,204,500	963,600	240,900
			株式会社D	2,900	2,500	120			
小計（一般検査）							4,007,100	3,205,680	801,420

特措法24条9項等に基づく要請期間									
令和4年2月1日～令和4年3月31日									
項目	上限額/1回 (税込)	補助率	実績						
			実施事業者	平均検査単価	各種経費 (上限額/1回＝3,000円(税込))	検査数(件)	検査等費用	実績国負担額	地方負担額
P C R検査等	医療機関：7,000 民間部門：8,500	80%	A病院	6,680	3,000	106	2,380,880	1,904,704	476,176
			B株式会社	8,290	3,000	120			
抗原定量検査	医療機関：7,000 民間部門：8,500	80%	A病院	6,620	3,000	134	3,224,080	2,579,264	644,816
			B株式会社	7,750	3,000	180			
抗原定性検査	医療機関：3,000 民間部門：3,000	80%	C病院	2,750	2,500	206	2,377,500	1,902,000	475,500
			株式会社D	2,900	2,500	240			
小計（一般検査）							7,982,460	6,385,968	1,596,492